

改正女性活躍推進法及び パートタイム・有期雇用労働法等 「予約制個別相談会」のお知らせ！

ぜひ活用ください！
解説動画も
公開中！

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号。以下「改正女性活躍推進法等」といいます。）が、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」といいます。）が令和2年4月1日より順次施行されています。

これら法改正に関する皆さまの疑問解消を目的として茨城労働局では相談会を実施いたします。（新型コロナウイルス感染症対策として、密な状態を避けるため、「予約制個別相談会」と致します。）

また、パートタイム・有期雇用労働法、働き方改革関連等の御相談につきましては、本相談会のほか、当局委託事業である「働き方改革推進支援センター」より専門家を無料で派遣することも可能です。

同一労働
同一賃金

【パートタイム・有期雇用労働法】

- ① 不合理な待遇差の禁止
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

①、②令和2年4月1日 施行 ※中小企業事業主は令和3年4月1日から（それまでは努力義務）

～ご利用ください～
解説動画も
公開中！



女性活躍

【改正女性活躍推進法】

- ① 数値目標に関する項目の選択項目の拡充及び数値目標を定めた行動計画の策定
- ② 女性の活躍に関する情報公表内容の拡充
- ③ 行動計画策定・情報公表義務の対象拡大

①令和2年4月1日 施行
②令和2年6月1日 施行
③令和4年4月1日 施行
※③のみ、労働者数101人以上300人企業

～ご利用ください～
解説動画も
公開中！



パワーハラスメント
対策

【労働施策総合推進法】

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設

令和2年6月1日 施行 ※中小企業事業主は、令和4年4月1日から（それまでは努力義務）

～ご利用ください～
解説動画も
公開中！



子の看護休暇
介護休暇

【育児・介護休業法】

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能となります

令和3年1月1日施行規則 施行 ※企業規模に関わらず全ての企業が対象

我が社はパートが多いけれど、
同一労働同一賃金のためにどの
ように取り組んだらいいの？

改正女性活躍推進法の行動計画
の作り方を教えてほしい。
育児・介護休業法の規定整備に
ついてアドバイスが欲しい。

解説動画を見たけれど、もう
少し詳しく教えてほしい。

【個別相談会等申込先・問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

☎029-277-8295

☎029-224-6265

～「本相談会」や「働き方改革推進支援センター」の
専門家派遣のご希望は裏面の「申込書」にて
郵送またはFAXでお申し込みください！～

「予約制個別相談会」等 申込書

事業所名			
所在地	〒		
電話番号			
ご担当者職氏名			
希望日時	第1希望	令和 2 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
	第2希望	令和 2 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
	第3希望	令和 2 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
	その他	☐ 電話で調整を希望	
相談方法	【予約制個別相談会】 ☐ 茨城労働局での相談	【センター専門家による支援】 ☐ センターに来てもらいたい ☐ センターで相談したい	
希望相談内容 (チェックしてください 複数希望可能)	☐ 女性活躍推進法 ☐ 労働施策総合推進法等 (ハラスメント対策) ☐ パートタイム・有期雇用労働法 (同一労働同一賃金等) ☐ 働き方改革関係全般について ☐ その他 ()	☐ パートタイム・有期雇用労働法 (同一労働同一賃金等) ☐ 働き方改革関係 (☐ 助成金・補助金 ☐ テレワーク ☐ 長時間労働の是正 ☐ 36 協定・就業規則の見直し ☐ 有給休暇の取得義務化の対応 ☐ その他 ()) ☐ その他 ()	
備考	当日、御相談したい内容等質問がございましたら記載してください。		

※ 日程等の調整につきましては、茨城労働局 雇用環境・均等室から追って連絡させていただきます。
 ※ 会場の空き状況により、ご希望に沿えない場合は、希望日時について再調整させていただくことが
 ございますのでご承知おきください。

【申込先】茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門
 TEL : 029-277-8295 FAX : 029-224-6265